

# 三原市農業委員会の委員 (農業委員)募集のご案内

農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の任期満了に伴い、新しい農業委員を募集します。

## 1 農業委員の募集人数、任期等

(1) 募集人数

19人

(2) 任期

市長が任命する日（令和8年7月20日以降）から3年間

(3) 身分

三原市の特別職の非常勤職員

(4) 報酬

月額30,700円

## 2 活動内容（予定）

(1) 農地等の利用の最適化に関する指針の策定

(2) 毎月開催される農業委員会の総会における農地の権利移動、転用の許可等の審議及び決定並びにこれらに関連する現地調査

(3) 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等（農地利用最適化推進委員との連携）

(4) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導

(5) 研修会等への参加

## 3 密密保持義務

業務上知り得た情報は、在職中だけでなく退任後も漏らしてはなりません。

## 4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

## 5 募集方法

(1) 法人その他の団体又は個人による推薦

(2) 個人による応募

## 6 推薦の手続

農業委員を推薦しようとする法人、その他の団体又は個人は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、三原市農業委員会事務局へ提出してください。(ファックス、電子メール等による申込みはできません。)

- (1) 法人その他の団体が推薦する場合 … 様式第1号の申込書に記入
- (2) 個人が推薦する場合 ……………… 様式第2号の申込書に記入

## 7 応募の手続

農業委員の募集に応募しようとする方は、所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、三原市農業委員会事務局へ提出してください。(ファックス、電子メール等による申込みはできません。)

- ・様式第3号の申込書に記入

## 8 推薦・応募の受付期間

令和8年2月2日（月）から同年2月27日（金）まで【必着】

- ・申込書を持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

## 9 募集案内及び申込書の入手方法

募集案内及び申込書は、三原市ホームページからダウンロードできます。また、次の窓口に募集案内及び申込書を備え付けています。(募集案内及び申込書の配布は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

- (1) 三原市農業委員会事務局（三原市役所3階）
- (2) 各支所地域振興課産業建設係

## 10 選考方法

書類審査のほか、原則面接を実施し、選考します。

面接日は、令和8年3月24日（火）を予定しています。

## 11 選考結果の通知

選考結果は、令和8年6月下旬（予定）までに、推薦者（法人・団体又は個人）及び応募者へ文書により通知します。なお、任命は三原市議会の同意後になります。

## 12 申込者等に関する情報の公表

受付期間中（2月中旬頃）及び受付期間の終了後（3月上旬頃）、三原市ホームページに、申込者等に関する次の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人その他の団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格並びに性格を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号イから又（※）までに掲げる者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を三原市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が三原市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別

### 13 注意事項

- (1) 提出された申込書は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。

### 14 申込書の提出先、問い合わせ先

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号  
三原市農業委員会事務局（市役所本庁舎3階）  
電話 0848-67-6144（直通）

（※）農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号

- イ 認定農業者等であつた者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。二及び第10条第1号において同じ。）である個人。
- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）
- ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員
- ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの
- ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの（業務を執行する役員又は使用人）
- チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（又及び第10条第2号において「基本構想水準到達者」という。）である個人
- ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

## 【参考】農業委員及び農地利用最適化推進委員の選任の流れ

### 《農業委員》

2/2~2/27

- ①農業者、農業者が組織する団体その他の関係者等からの推薦
- ②自らの応募

3月

市長選考

6月

市議会の同意

7月21日(予定)

市長が任命

### 《農地利用最適化推進委員》

2/2~2/27

- ①農業者、農業者が組織する団体その他の関係者等からの推薦
- ②自らの応募

3月

農業委員会選考

7月21日(予定)

農業委員会総会の決定

8月3日(予定)

農業委員会が委嘱